

研究ノート

動産総合保険約款の「地震免責条項」の解釈

石田 満

- 一 序論
- 二 事実の概要
- 三 判旨
- 四 質問事項とそれに対する「意見」

一 序論

本稿は、神戸地裁平成一一年六月二八日判決（神戸地裁平成九年（ワ）第六二号、保険金請求事件）について、その事案の内容および判旨を紹介し、かつこの地震免責条項の解釈に関するわたしの「意見」を明らかにするものである。

地震免責条項の適用と解釈をめぐって、阪神・淡路大震災後、被害者から保険会社に対して多くの保険金請求の訴訟が提起され争われている。わたくしは、これらの判決の内容について記しておくことは研究者としての責務であると考え、総合的に検討してきた（注(1)参照）。本稿は、その一つに加えられる事案である。

動産総合保険普通保険約款四条柱書は、「当会社は、特約がある場合を除き、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません」と規定し、その五号は、「地震もしくは噴火（地震津波を含みます。）に起因する損害またはこれらに随伴して生じ損害」と規定している。

平成七年一月一七日午前五時四六分に兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生した。原告は、同年同月一日から二〇日午前中の間に保険の目的物である宝石、貴金属が盗取される被害を被ったと主張している。本事案では、原告の主張する盗難が上記の「地震もしくは噴火（地震津波を含みます。）に起因する損害またはこれらに随伴して生じた損害」に当該するか否かが争点となっているのである。

神戸地裁平成一〇年二月二四日判決は（平成七年（ワ）第七七二号）は、盗難保険約款の「地震免責条項」の適用

の有点が争点となり、保険事故の発生を高める危険状態での「盗難」にあたるとして、原告の請求を斥けている。ここで取り上げる事案もこの判決と同じく「盗難」事故について地震免責条項の適用の有無が争われている点において共通するところがある。ただ、本事案は、動産総合保険にかかるものであり、前記の事案は、盗難保険にかかるものであり、約款の地震免責条項の文言にも異なるところがあるが、両者の約款の解釈としては、同じくなされるべきであると考えるのである。

わたくしは、本事案について、後述のとおり意見を求められた。本判決の内容もこの意見と異なるところはない。わたくしの「意見」を公にし、参考に供することにした。

(1) この判決の内容およびこの事案に対する意見については、石田『地震免責条項』等の適用と解釈(1)——阪神・淡路大震災事件を中心に——(平成一〇損害保険企画社)一三頁以下参照。

二 事実の概要

一 争いのない事実

1 原告は、主として宝石、貴金属商品、装飾装身具の販売を業とする会社であり、被告は損害保険業を営む会社である。

2 原告は、被告との間に次のとおり保険契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

保険の種類 動産総合保険

契約日 平成六年七月八日

保険の目的 宝石・貴金属商品（受託品を含む。）

保険金 金一億円

保険期間 契約日から一年間

3 平成七年一月一七日、阪神淡路大震災（以下「本件大地震」という。）が発生した。

二 争点

1 原告の商品の盗難の有無

（原告の主張）

原告は、平成七年一月一九日の午後から同月の二〇日の午前中の中に、原告の店舗内にある宝石・貴金属を窃取され（以下「本件盗難」という。）、被害を被った。

（被告の主張）

原告の店舗のシャッターがこじ開けられた状況以外に盗難を推認させる状況証拠がないから、盗難があったとの証明は十分でない。また、現場には散乱した宝石類が全くない、ショーケースのガラスが割られることなく、鍵が開けられていた等の不自然な点があり、盗難には疑問がある。

2 地震免責条項の適用の有無（抗弁）

（被告の主張）

(一) 本件契約には、動産総合保険普通保険約款が適用され、その第四条第五号に規定された地震免責条項は次のとおりである。

（保険金を支払わない場合―その二）

第四条 当会社は、特約がある場合を除き、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 地震もしくは噴火（地震津波を含みます）に起因する損害またはこれらに随伴して生じた損害

また、本件免責条項とは別に「地震・噴火危険担保特約条項」（以下「担保特約条項」という。）があり、その第一条は、次のとおり定められている。

第一条 当会社は、動産保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます）第四条（保険金を支払わない場合

その二）第五号の規定にかかわらず、地震もしくは噴火（地震津波を含みます）に起因する損害またはこれらに随伴して生じた損害に対して、保険金を支払います。

本件契約は、担保特約条項付ではないので、地震に起因または随伴する盗難は免責される。

(二) 地震に起因または随伴する盗難とは、地震免責条項の趣旨（地震が発生すると、その損害は膨大なものになることが予想され、これを保険者が常にてん補することになると、保険料が増大し保険契約者の合理的な意思に反するので、免責条項を設けるとともに、担保特約条項を設けた。）に鑑み、地震によって明らかに社会秩序が混乱し治安が悪化して盗難の発生する危険が増大している状況の中で生じた盗難と解すべきである。つまり、地震免責条項が適用されるには、地震の規模、被害状況、治安状態、当該盗難の発生時期・場所、防犯設備の

破壊の程度、防犯監視体制諸般の事情から、危険率が著しく増大すべきことを条件としていたのではなく、危険率の増大が明らかに認められれば足りるのである。

本件大地震により、被災地は交通通信網が切断され、電気・ガス・水道の供給が停止し、公的施設も損壊する等して社会秩序が混乱し、治安状態も悪化し、盗難の発生する危険が増大する状況にあった。特に、センタープラザ東館のある三宮地区は建物が著しく倒壊し、火災も発生しており、深夜貴金属店等の盗難が多発し、センタープラザ東館も地震後は停電し、原告の店舗の警備装置も停止しており、原告の店舗の南向かいの貴金属店「銀座ジュエリー・マキ」も一月一八日の犯行とみられる盗難に遭遇していること等を照らすと、本件盗難は、「地震に起因または随伴する盗難」に該当するから、地震免責条項の適用がある。

(原告の主張)

(一) 地震免責条項は、異常な社会秩序の混乱が生じ、異常に高い危険率と巨額の損害が予想され、保険制度の運営が困難であり、これを見込んだ高額の保険料の徴収が一般の契約者に不利益となるため設けられたものである。

本来、約定の保険事故により損害が発生すれば、その事故原因が何であるかを問わず、保険者は保険金を支払うのが原則であり(危険普遍の原則)、免責条項はあくまでもその例外にすぎない。また、一般的に、約款は、監督官庁の認可を要するとはいえ、経済的優位に立つ企業者が、集团的取引の便宜のため、譲歩しうる限度において自己に優位なように作成するものである。したがって、一般的に、免責条項は、保険会社に有利に解釈あるいは類推解釈されるべきではない。

(二) これを地震免責条項の解釈にあてはめると、「地震に起因または随伴する盗難」の解釈にあたっては、抽象的に、地震により保険事故発生率を高める危険状態が発生したというのではなく、治安の状況等を具体的に検証し、法秩序が混乱し、刑罰法規が遵守されない状況に陥り、保険事故が多発し、保険制度が成り立たなくなるほどの損害が発生したことが必要であると考えるべきである。

本件盗難の発生当時は、一般的に、被災地には自衛隊及び警察官が特別に派遣されたことにより治安が安定し、兵庫県警察本部の調査結果によれば平成七年一月の窃盗犯の認知件数はその前後の月より減少し、新聞報道でも侵入盗は前年同期に比して減少しているから、法秩序が混乱し、刑罰法規が遵守されない状況に陥り、保険事故が多発し、保険制度が成り立たなくなるほどの損害が発生したとの状況には至っていない。

また、センタープラザ東館は、本件大震災により建物の被害があったものの、店舗施設やシャッターには異常はなく、八名の警備員が派遣されて平時の警備体制にあり、第三者が容易に侵入し得るような状況にはなく、原告の店舗及びその所在するセンタープラザ東館は、本件地震後も防犯機能を備えていたのであるから、本件盗難による被害は、本件地震と無関係なものであって「地震に起因または随伴する盗難」には該当しないから、地震免責条項は適用されない。

3 被害対象である商品の特定、数量、価格

(原告の主張)

本件盗難によって原告が被害を受けた商品（ツカサ宝飾こと副島健司からの受託品を含む。）は、別紙一覧表記載のとおりであり、仕入価格の合計額は金五八四一万五〇九七円であり、右価額相当額が原告の被った損害であ

る。

(被告の主張)

損害保険においては実損害額を基礎にして保険金額を算定し、商品の場合は原則として仕入価格をもって時価とするが、長期間売れ残った商品については相応の減額をして時価を算定しなければならない。したがって、仮に、本件盗難があったとしても、原告主張の商品が流行遅れであるから、相応の減額をした金三八八万一二三円が損害額となる。

三 判旨

一 争点1 (本件盗難の有無) について

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(一) 原告の店舗はセンタープラザ東館の二階にあり、原告の店舗のシャッター及び金庫の鍵は、原告代表取締役のA、同B及び店長が各一個ずつ持ち、ショーケースの鍵は店舗内の引き出しの中にあった。

(二) 平成七年一月一七日、本件大震災が発生し、センタープラザ東館は停電し通信回路が切れ、これらが復旧したのは同年二月始めころであった。また、センタープラザ東館の警備は株式会社大和研装社(以下「大和研装社」という。)に委託され、震災直後も、防災センターのみは自家発電により灯りがともり、テナントの関係者

は北側出入口から出入りすることができたが、地下二階の非常口は施錠されており、センタープラザ東館は同西館、サンプラザともつながり、他の建物からの出入りができないとまではいえない状況であった。

なお、原告は、セコム株式会社（以下「セコム」という。）との間に警備契約を締結し、原告店舗にはセンサーが設置されており、店舗内の盗難等の異常は信号によりコントロールセンターに送られ、警備員が派遣されるシステムであったが、通信回路が切れていたため、右システムは機能していなかった。

(三) 同月一八日午後、Aは、Bとともに、原告の店舗に行った。当時、センタープラザ東館全体は停電し真っ暗であったので、A及びBは懐中電灯で照らして原告店舗まで行き店舗内を点検したところ、店舗の出入口のシャッターに異常はなく、店舗内も金庫やショーウィンドーの位置がずれ、若干倒れたものがあり、ショーウィンドー内の商品も倒れたり散乱していたが、その他の異常はなかった。

(四) 同月一九日午後、セコムの従業員C及びDが「ジュエリーマキ」に派遣された。Cらが、「ジュエリーマキ」を点検したところ、シャッターは途中までレールがはずれ、こじ開けられた形跡があり、店内には地震による破損や混乱とは別の故意に破損されたと思われる箇所が見られ、高価なものが紛失していた。その際、Cらは、原告の店舗について特に気付いたことはなかった。

同日午後、大和研装社の従業員Eは、原告の店舗のシャッターの支柱がはずれているのを発見し、ガムテープでこれを修理したが、店舗の内部までは点検しなかった。

(五) 同月二〇日午前一〇時ころから「ジュエリーマキ」が商品の引き上げを行った際に、これに立ち会ったCは、原告の店舗のシャッターの左側部分がめくれ、こじ開けられた様子であることを発見した。そこで、Cは、原

告の店舗内を点検したところ、金庫には異常はなかったものの、ショーケースの鍵がかけられておらず、商品がなくなっていることがわかったので、「ジュエリーマキ」の盗難の件で現場に来ていた某巡査部長に原告の店舗の状況を報告するとともに、セコムのコントロールセンターに報告した。同コントロールセンターでは原告に連絡をとろうとしたが、とれなかった。

(六) 同月二三日午後、A及びBが再び原告の店舗に来ると、店舗のシャッターと支柱との間にガムテープが貼られており、これをはがすと、支柱が曲がりシャッターがはずれていた。店舗内の金庫には異常はなく、ショーケースも割られていなかったが、その鍵が開けられ、中にあった商品はなく、棚にあった商品もわずかなものを残してなくなっており、ケース等が散乱していた。また、レジの中の釣銭用の金七万円ないし八万円もなくなっていた。Bが直ちに生田警察署に報告した。

原告は、その後、仕入台帳や在庫帳等をもとに被害品目録を作成し、平成七年二月二日、被害届を生田警察署に提出した。

2 前記認定事実によれば、原告店舗内の商品は、平成七年一月一八日にAらが帰った後から同月二〇日の午前一時ころCが発見するまでの間に盗難があったと認めるのが相当である。

なお、被告は、「ジュエリーマキ」等の他店の盗難のケースでは、ショーウィンドーやショーケースのガラスが割られ、多数の宝石が落下して散らばっていたのに対し、原告の店舗ではショーケースのガラスが割られることなく、鍵が開けられて商品がすべて持ち出されていることをあげて、盗難があったと言うには不自然であり、本件盗難の立証が不十分であると主張する。しかしながら、シャッターがレールからはずれてめくれ、その横の支

柱が曲がっていることは前記認定のとおりであって、何者かによってシャッターがこじ開けられたと推測しうることは被告も認めているとおりであり、前記認定のとおり、原告の店舗では、ショーケースの鍵が店舗内の引き出しに保管されていたこと、棚にはわずかながら商品が残り、ケースが散乱していたこと、本件盗難があったと思われる時期には、センタープラザ東館は停電しており、建物内は真っ暗で、原告の店舗に設置されたセコムのシステムは作動しなかったこと等に照らすと、本件盗難を推認することが不自然であるとは言えない。

二 争点2（地震免責条項の適用）について

1 動産総合保険契約は、すべての偶然な事故により保険の目的について生じた損害をてん補するものであるが、右契約には動産総合保険普通保険約款が適用され、同約款では、「地震に起因する損害または地震に随伴して生じた損害」の場合には保険者が免責されることとなっている（地震免責条項）。ただし、担保特約条項が設けられ、「地震に起因する損害または地震に随伴した生じた損害」による損害のてん補も希望する保険契約者は、担保特約（地震免責条項の撤回）をして保険者の免責を回避することができる。

そして、通常の動産総合保険の保険契約者は、通常の危機状態を前提とした保険料率によって算定された保険料を、担保特約をした保険契約者は、地震により増大した危険状態を前提とした保険料率によって算定された増額された保険料を支払う。

地震が発生すると、地震の揺れによる動産の損壊や地震の際に発生した火災による動産の焼失だけでなく、地震発生時及びその後にはわたり、社会秩序の混乱、治安の悪化が持続して盗難及び損壊の発生の危険が増大し、その損害額が膨大なものになることが予想される。これを保険者がてん補するとなれば、保険契約者は、このよう

な異常な危険状態をも含めた保険料率により算定された高額な保険料を負担しなければならぬ。しかし、地震の発生率、経済的合理性等に鑑み、保険契約者がそのような高額な保険料を負担してまで保険契約を締結することは期待できず、保険集団を形成することができなくなり、保険制度は成り立たない。

したがって、通常の危険を基礎とした保険料率により算出された保険料を定めて保険契約を締結して保険集団を形成する一方、地震免責条項を設けて「地震に起因する損害または地震に随伴して生じた損害」を免責とし、「地震に起因する損害または地震に随伴して生じた損害」を担保したい場合、保険契約者は、担保特約をして地震により増大した危険状態を前提とした保険料率によって算定された増額された保険料を支払うとすることは合理的な保険制度であるといえる。

2. そこで、「地震に起因する損害または地震に随伴して生じた損害」につき検討する。

動産総合保険契約において、通常の危険状態による保険料率により算定された保険料しか支払っていない保険契約者は、保険事故の発生を高め保険料を増大させるような異常な危険状態のもとで発生した損害については、補されないという保険制度のしくみに照らすと、「地震に起因する損害または地震に随伴して生じた損害」とは、地震による保険事故の発生率を高めるような異常な危険状態のもとで発生した損害、すなわち、地震の揺れによる動産の損壊や地震の際に発生した火災による動産の焼失、社会秩序の混乱、治安の悪化による異常な危険状態のもとで発生した動産の盗難及び損壊等による損害と解するのが相当である。

なお、原告は、地震免責条項が適用されるためには、治安の状況等を具体的に検証し、法秩序が混乱し、刑罰法規が遵守されない状況に陥り、保険事故が多発し、保険制度が成り立たなくなるほどの損害が発生したことが

必要であると主張する。しかしながら、原告の解釈は文理とかけ離れた限定的解釈であり、地震免責条項を設けた趣旨を没却しかねないものであって相当とはいえない。

危険普遍の原則からすれば免責条項が例外にすぎないこと、約款の作成は経済的優位に立つ企業者により一方的になされることから、免責条項を保険会社に有利に解釈あるいは類推解釈されるべきではないことを考慮に入れても、右結論に影響を与えることはない。

3 そして、盗難の場合における「地震のため保険事故の発生率を高めるような異常な危険状態」の有無は、地震の規模、地震の発生地及び周辺地の被害状況及び治安状態、当該盗難の発生した時期及び場所、その時期における盗難場所の状況（建物及び証明・防犯設備の損壊状況、防犯監視体制）等の諸事情を総合的に勘案して判断すべきである。

そこで、本件における諸事情を検討し、異常な危険状態の有無につき判断する。
証拠及び答弁の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(一) 本件大震災は、マグニチュード七・二の大都市直下型地震で、神戸市を起点に活断層に沿った地震に震度七の激震地が集中し、阪神間及び淡路島北部を中心に東西南部から九州にかけての広い範囲にわたり有感地震が観測されている。

(二) 本件大震災は震源が都市の直下であったことから、兵庫県、特に淡路島北部から宝塚市に至る中数キロメートルの範囲に甚大な被害をもたらした。被災地では、交通通信網の切断、電気・ガス・水道の供給停止、公的施設の損壊等により都市機能が失われていた。

被害は兵庫県を衷心に二府一三県に及び、兵庫県の被害状況は次のとおりである。

死者 五四七六六人（平成七年三月一日府県警調べ）

負傷者 三万三二二九人（同年二月九日最終集計府県警調べ）

倒壊家屋 一七万一四八二棟（同年三月一三日兵庫県調べ）

損害額 六・二七兆円（三菱総研推計）

（神戸市消防局編集「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」）

(三) 被災地では、交通通信網の切断、電気・ガス・水道の供給停止、公的施設の損壊等により都市機能が失われた。神戸市中央区三宮町付近は震度七の激震にみまわれ、多くの建物が倒壊・破損し、交通通信網が切断され、電気・ガス・水道が供給が停止された。

(四) 被災地では、出店荒し、空巢、自転車・バイク盗等が横行した。例えば、さごう阪神店で総額一億四〇〇〇万円の高級品が盗まれた、神戸・三宮で総額二億二〇〇〇万円相当の指輪等が盗まれた、三宮、元町での集中的盗難の発生があり、その数二〇件、被害総額一億円を超えた等の報道が相次いだ。前記「ジュエリーマキ」の盗難も一億五〇〇〇万円相当の指輪等が盗まれ、容疑者が逮捕されたことが報道されている。

(五) 兵庫県警は、同月一七日に約二五〇〇名の、一八日から二〇日にかけて約五五〇〇名の他府県からの警察官の派遣を受けたが、生理者の救出・救助、遺体の収用・検視・身元確認や行方不明の相談・搜索等の人名にかかわる活動が優先された。

また、兵庫県警は、被災地域での窃盗、悪徳商法、暴力団の介入防止のため、同月二〇日から七月二五日ま

で間、被災の激しかった九警察署で被災地域集団パトロール隊を編成し、二四時間パトロールを行った。

さらに、出店荒しや空巣が発生したので、同月二日から二月二八日までの間、防犯協会等の民間団体を中心にしたボランティア防犯パトロール隊が結成されてパトロールを行った。なお、商店主による自警団が組織されたところもあった。

(六) センタープラザ東館は倒壊しなかったものの破損は免れず、電気・ガス・水道の供給は停止され、その状態が数週間続いた。建物内は停電のため真っ暗であり（ただし、防災センターのみは自家発電による灯りがついた）、地下は漏水のため浸水し、一階京町筋の南北のシャッターは平成七年一月二〇日までに開け放しのままであり、破損した一階生田筋南側のシャッターも一九日に仮補修されるような状態であった。センタープラザ東館の南側にある三宮センター街はアーケードが落下し、コンクリート片等が散乱して危険なため通行禁止となった。

(七) センタープラザ東館では、本件大震災当日から大和総研社の従業員が出勤していたが、店舗への連絡、電話の応対、危険個所の片づけに追われた。一月二〇日からテナントの出入り記録をつけるようになったが、十分な確認ができる状態ではなかった。また、停電のため、原告店舗のセコムの警備システムも作動しなかった。

4 以上の認定事実及び前記一の認定事実によれば、本件大震災の規模は極めて大きいもので、被害も大きく、三宮は地震の発生地に近い激震地であり、建物の倒壊・破損、交通通信網の切断、電気・ガス・水道の供給停止等により、社会秩序は混乱し、出店荒し等が横行して治安状態が極度に悪かったこと、本件盗難の発生した時期は本件大震災直後であり、場所は激震地の三宮であったこと、原告の店舗のあったセンタープラザ東館は停電で建

物内は真つ暗であり、センタープラザ東館及びこれと連結した建物は損壊により出入りが可能で、停電のため警備システムも作動せず、防犯監視体制も極めて不十分であったことが認められ、これらの諸事情を勘案すれば、本件盗難は、社会秩序の混乱、治安の悪化による異常な危険状態のもとで発生したものと認めることができる。5 したがって、本件盗難による損害は免責条項に規定する「地震に起因する損害または地震に随伴して生じた損害」に当たるといえるから、被告は原告に対する保険金支払義務を免責される。

四 質問事項とそれに対する「意見」

〔質問事項〕

甲は、乙火災海上保険株式会社（以下、乙保険会社という。）との間で、次の内容の動産総合保険契約を締結している。

- | | |
|-------------|---|
| 一 被保険者 | 甲および寄託者 |
| 二 保険期間 | 平成六年七月八日から平成七年七月八日まで |
| 三 保険金額 | 一億円 |
| 四 保険の目的の所在地 | 神戸市中央区三宮町一―九―一センタービル二三五号 鉄筋造二二階建建物の二階店舗 |

平成七年一月一七日午前五時四六分に兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生した。

甲は、同年同月一九日午後から二〇日午前中の間に保険の目的である宝石、貴金属が盗取される被害を被った、と主張している（平成一〇年一月二二日原告準備書面（第三））。

動産総合保険普通保険約款（以下、動産約款という。）第四条柱書は、「当会社は、特約がある場合を除き、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。」と規定し、第五号は、「地震もしくは噴火（地震津波を含みます。）に起因する損害またはこれらに随伴して生じた損害」（以下、地震免責条項という。）と規定している。

質問Ⅰ

上記の地震免責条項が動産約款に設けられている趣旨、および、その有効性について、どのように解するか。

質問Ⅱ

上記の地震免責条項は、「地震もしくは噴火（地震津波を含みます。）に起因する損害またはこれらに随伴して生じた損害」とあるが、「随伴して」の意味は、どのように解されるか。また、別添の乙保険会社の平成九年二月二七日の「答弁書」に示されている事実関係のもとで、乙保険会社は、保険金支払の責任を負うか否か。

〔意見〕

質問Ⅰについて

一 動産総合保険は、全危険担保保険（all-risks insurance）といわれ、契約で明示的に除外されている危険以外の全危

險によって生じた損害をてん補するものとしている。

動産約款第一条が、「すべての偶然な事故により保険の目的について生じた損害に対して、この約款の条項に従い、損害保険金を支払います」と規定しているのは、この全危険担保保険であることを示すものである。しかし、全危険担保保険であっても、すべての損害をてん補するものではない。動産約款第一条に規定されているように、「この約款の条項に従い」保険金を支払うのであり、動産約款第三条および第四条の免責条項の適用がある場合には保険金は支払われないことは当然である。

動産総合保険の保険事故は多様であり、火災事故や盗難事故等を含むものである。したがって、動産約款の地震免責条項の適用の有無を判断するにあたっては、火災による損害である場合には、火災保険普通保険約款（以下、火災約款という）第二条第二項の地震免責条項、盗難による損害である場合には盗難保険普通保険約款（以下、盗難約款という）第四条第一項第四号の地震免責条項のそれぞれの法律上の解釈が参酌されるのである。

二 商法第六四〇条は、「戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス」と規定し、保険者の免責事由を定めている。保険法制研究会（会長、鈴木竹雄東京大学名誉教授）による損害保険契約法改正試案第六四〇条柱書は、「保険者は、次に掲げる事由を原因とする事故によって生じた損害をてん補する責任を負わない」と規定し、第一号は、「戦争、内乱、暴動その他の事変」、第二号は、「地震、噴火、洪水、津波その他の天災」、および第三号は、「原子核反応」として、保険者の典型的な免責事由を定めている。この点は、商法第六四〇条と同じく、損害保険一般に共通する典型的な免責事由は、一応これを総則中に規定するのが妥当であるという趣旨に基づくものである（損害保険契約法改正試案・傷害保険契約法（新設）試案理由書（一九九五年確定

版）二〇頁）。

商法で規定する上記の免責条項に加えて、各種の約款でも免責条項を定めているのである。動産約款でもこの点は同じである。

三 商法および約款で、上記のとおり、戦争免責条項や地震免責条項を定めているのは、各種の保険は、原則として通常の危険状態を前提に、これを予定して保険料率を算出し、上記の異常危険を予定してはいないからである。保険会社がこれらの危険をも担保するものとすれば、当然に保険料率が著しく高くなり、保険料も高額なものとなればならないことになり、保険集団を形成することができず、保険制度として成り立たなくなることになるのである。

盗難保険は、その性質自体がとくに道徳的危険（モラル・リスク）の高い保険の分野である。このことを勘案すると、約款で地震等の際の盗難による損害につき、保険会社は、てん補しない旨を規定しているのも合理的理由があり、法律上当然に有効であることは異論がない。盗難約款の地震免責条項について考えるに、地震発生の際とくに大地震発生の後その発生地においては秩序が混乱することは必然であり、このような秩序の混乱した状態のもとでは、盗難事故が平常時より多く発生することは当然予想されることである。したがって、盗難保険でも通常の危険を基礎として保険料率を算出するものとし、地震の際の盗難事故を保険料率の算出にあたって計算の基礎とせず、盗難約款において上記の免責条項を設けているものと考えられるし、それはまた合理的であり、法律上有効であると判断されるのである。

動産総合保険の担保危険のうちの一部であるいわゆる盗難保険危険についてもその理はまったく同じである。

四 地震免責条項が動産約款に設けられている趣旨については、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）にかかる神戸地裁平成一〇年二月二四日判決（平成七年（ワ）第七二二二号、保険金請求事件）が盗難約款第四条第一項第四号の地震免責条項についての判断であるが、参酌されなければならない。

この判決は、この趣旨として、「ひとたび大地震が発生すると、社会秩序の混乱により盗難が多発し、その損害額が膨大なものになると予測され、これを保険者においてん補するとなると、保険料が高額となり、かえって保険契約者の合理的意図に反するとともに、保険集団を形成することが不可能になり、保険制度として成り立たなくなってしまうからである」と判示している。

このことは、各種の約款で、地震だけでなく、戦争等の異常危険を免責条項として認められているのであるが、この異常危険免責条項一般の趣旨としても妥当するのである。また、この判決は、「盗難保険契約においては、通常の危険状態を前提として保険料率が定められており、地震のような異常危険の下で発生した盗難による損害については、そもそも保険料率の算定あたって計算の基礎とされていないというべきである」と判示し、異常危険のもとで発生した盗難による損害については、盗難保険料率の算定の基礎とされないことを明らかにしている。

他方、動産総合保険の特約条項である「地震・噴火危険担保特約条項」第一条は、「当会社は、動産総合保険普通保険約款……第四条（保険金を支払わない場合―その二）第五号の規定にかかわらず、地震もしくは噴火……に起因する損害またはこれらに随伴して生じた損害に対して、保険金を支払います」と規定している。このことは、裏を返していえば動産保険の盗難事故にかかる保険契約においては、地震のような異常危険のもとで発生した盗難による損害を予定して保険料率を算出していないことを明らかに示すものである。なお、当然に「地震・噴火危険担

保特約」を締結する場合には特約保険料を支払わなければならないのである。

これは、地震保険金を支払うことを内容とする地震保険契約が締結されている場合にはその分の保険料を支払わなければならないのと同じである。

また、動産総合保険契約の内容については、保険契約者（申込人）に動産約款に加えてこの特約条項をも開示しているのであるから、動産約款の地震免責条項が保険契約者に対していわゆる拘束力が及ぶことについてもまったく疑いがない。

質問Ⅱについて

一 各種の約款の地震免責条項には、次の態様がある。

- (1) 動産約款第四条第五号は、「地震もしくは噴火……に起因する損害またはこれらに随伴して生じた損害」について、保険者は保険金を支払わない旨を規定している。
- (2) 火災約款第二条第二項柱書は、「当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害または傷害（これらの事由によって発生した前条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害または傷害、および発生原因のいかんを問わず前条（保険金を支払う場合）の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または傷害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません」と規定し、第二号で、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波。……」と規定している。
- (3) 盗難約款第四条第一項柱書は、「当会社は、次に掲げる損害をてん補する責めに任じない」と規定し、第四号は、

「地震（地震津波を含む）……の際における盗難による損害」と規定している。

地震免責条項も保険の種類によつてその文言に相違するところがあるが、地震というのは、保険事故の発生率を高める危険状態であつて、このような危険状態を原因として生じた保険事故による損害について、保険会社はてん補責任を負わない趣旨を示している点においては各種の約款の間になら相違するところはないのである。

二 貴質問事案では、盗難による損害が地震免責条項の適用を受けるか否かが争点となつているのであるから、上述したとおり、「盗難」が保険事故の発生率を高める危険状態（地震）を原因として生じたかどうかである。動産約款の地震免責条項では、「随伴して生じた損害」とある。これについては、盗難約款の「地震……の際における盗難による損害」と異なるところはないと解されるし、また動産総合保険の保険事故が盗難である場合には、地震免責条項の適用の有無については盗難保険と同じく解釈しなければ盗難保険の保険契約者と動産総合保険の保険契約者との間に不公平が生ずることにもなるのである。両者につき異なつた解釈をするようなことは、約款の解釈論としても正しくはない。

盗難約款が「地震……の際における盗難による損害」について、保険会社はてん補しないと規定しているのも、「地震」と「盗難」との間に因果関係があるか否かを問わず、保険会社はてん補責任を負わない趣旨で、「地震……によつて生じた盗難」による損害と規定しないで、「地震……の際における盗難」による損害と規定して、これについて保険会社は、てん補責任を負わない旨を定めたものと解されるのである。

動産約款が地震に「随伴して生じた損害」について保険会社は保険金を支払わない旨を定めているのも同じく解釈されるのである。

三 貴質問事項の核心は、保険の目的の盗難事故が発生したとされる当時の危険状態すなわち保険事故の発生の原因である地震発生後の危険状態が保険事故の発生率を高める危険状態にあったかどうかである。盗難事故が発生した時点で、なお地震による影響を受けている危険状態にあったか否かが問われるのである。なお、この危険状態は、地震発生の時点だけではなく、地震発生の後の通常とは異なる秩序の混乱の状態をも含み、この間に生じた盗難による損害が免責とされることになるのである。

四 上記神戸地裁判決は、「本件免責条項の適用のある盗難とは、保険事故の発生率を高める危険状態の下で発生した盗難を意味するものと解するのが相当である」とし、かつ「右危険状態の具体的内容としては、地震の規模、周辺地域の被害状況、治安状況、当該盗難の発生時期、発生場所、防犯設備の破壊の程度、防犯監視体制の有無といった諸要素を総合的に勘案したうえで、著しい社会秩序の混乱及び治安の悪化が認められることが必要であると解すべきである」と判示している。その具体的にあげられている諸要素を総合的に考察すべきであるとするのはもとより正当である。

また、原告側の「本件免責条項が適用されるためには、法秩序が混乱し、刑罰法規が遵守されないような状況になり、現実に保険制度が成り立たなくなるほどの損害が発生することが必要である」との主張に対して、本判決は、「現実に右のような莫大な損害が発生したならば保険者は免責されないと解することは、文理から著しく離れた限定解釈であるとともに、前述のような地震免責条項の趣旨を没却するものであり、相当とはいえない」と判示し、さらに原告側の「前述の危険状態の判断にあたっては、あくまで刑罰法規の遵守状況、盗難の発生状況を基準とすべきであり、ライフラインの被害等の事実は考慮すべきでない」との主張に対しては、「本件免責条項が適用される

ためには、保険事故の発生率を高める危険状態の発生が必要であると解されるところ、右危険状態は、水道・ガス・電気等のライフラインの麻痺、交通・通信手段の切断といった社会的混乱状況からも生じうるものであるから、右のような状況が右危険状態の発生の有無を判断するにあたって考慮されるべきであることは当然の理である」とし、さらに「原告が強調する刑法法規の遵守状況は、右危険状態の発生を判断するうえで重要な要素であることは間違いないが、そのみを取り出して右危険状態の判断基準とすることは相当ではない」として、原告側の主張を斥けている。正当であり、貴質問事項を判断するにあたって参酌されなければならない。

五 乙保険会社は、別添の平成九年二月二七日の答弁書において、「原告が店舗を有する神戸市中央区三宮町近辺は、震度七の激震地に属し、原告の店舗が所在する三宮センター街も、両側の建物は倒壊したり、アーケードが落下するなどして、通行すること自体危険な状態となって、商店会としての機能を全く喪失した。そして、原告が店舗を構える三宮センタービル大破し、店舗ビルとしての機能が完全に破壊された」とし、さらに「このように、本件地震が発生した後には、三宮センタービルの付近はもとよりのこと、震度七の激震地全域にわたって都市機能そのものが破滅状態となった。そのために、治安が悪化して、三宮センタービルの内外で盗難事故が多発した。そして、同月二三日（原告が被害を発見したという日）頃にも、また三宮センター街は破壊されたまま放置され、三宮センタービルも平時の警備体制に回復せず、地震のために盗難の危険が増大した状況がその頃も継続していたものである」と主張している。

貴質問事項において、甲は、盗難事故が発生したのは平成七年一月一九日午後から二〇日午前中の間であると主張しているとあるが、乙保険会社が上記答弁書において述べているように、客観的にみて地震発生後のこの間にな

お秩序の混乱（交通や通信網の混乱を含む）が継続していたかどうかを総合的に勘案して動産約款の地震免責条項の適用の有無が決定されるべきである。上記の乙保険会社の主張に相当するような事実関係があれば、当然に、乙保険会社は、保険金の支払いの責任を負うことはない、と判断する。

（本学法学部教授）